

指導医の常勤について

指導医の場合、常勤の定義は、週 32 時間以上とする。

ただし、育児短時間勤務制度を利用している指導医の場合は、常勤の定義を、週 30 時間とする。

参考：育児短時間勤務制度について（厚生労働省委託事業HPより）

3歳未満の子どもを育てる従業員は、所定労働時間を短縮する制度（原則として1日6時間）を利用できます。利用できる期間は子どもが3歳になるまでの間で従業員の申し出る期間となります。取得するための手続は会社の定めによります。会社の就業規則や、育児休業規定等を確認しましょう※。

※ 3歳以降も短時間勤務制度を設けている場合があります。